

議案第 41 号

伊賀市総合計画審議会条例の一部改正について

伊賀市総合計画審議会条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 25 年 2 月 13 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市総合計画審議会条例の一部を改正する条例

伊賀市総合計画審議会条例(平成 17 年伊賀市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査及び審議し、その結果を市長に答申する。

(1) 総合計画の策定に関すること。

(2) 前号に定めるもののほか、総合計画に関し市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要があると認めるときは、前項の事項に関し自ら調査審議して市長に意見を具申することかできる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。